

京都市告示第 37 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第36条の規定により令和7年3月31日
付けて確認を辞退した特定教育・保育施設について、法第41条第2号の規定により、次
のとおり告示します。

令和7年4月1日

京都市長 松井 孝治

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	特定教育・保育施設の種類
宗教法人 竹林寺	月かけみどり保育園	中京区西ノ京西月光町 19-1	保育所
宗教法人 竹林寺	月かけ保育園	中京区西ノ京南両町 22	保育所
津田 新悟	聖徳保育園	右京区太秦海正寺町 30	保育所

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）